令和５年６月１６日
【公正取引委員会】

【概要書】

令和４年度　公正取引委員会年次報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和４年度公正取引委員会年次報告について

令和５年６月
公正取引委員会事務総局

第１　公正取引委員会の年次報告の位置付け、構成等

○　公正取引委員会の年次報告は、公正取引委員会が、独占禁止法第 44 条第１項の規定に基づき、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年、前年度の独占禁止法等の所管法令の施行の状況を報告するものである。

○　年次報告は、総論（第１部）、各論（第２部）及び附属資料により構成される。

第２　主な内容

１　独占禁止法制等の動き

⑴　独占禁止法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」の国会提出

⑵　「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」の国会提出

２　厳正・的確な法運用

⑴　独占禁止法違反行為の積極的排除

- 排除措置命令：８件
- 課徴金納付命令：延べ 21 名に対し総額 1019 億 8909 万円
- 確約計画の認定：３件

⑵　公正な取引慣行の推進

ア　優越的地位の濫用に対する取組

- 優越的地位濫用事件タスクフォースによる注意：55 件

イ　不当廉売に対する取組

- 小売業に係る不当廉売事案の注意：192 件

ウ　下請法違反行為の積極的排除等

- 下請法に基づく勧告：６件、指導：8,665 件

エ　「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえた「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に関する取組

- 優越的地位の濫用に関する緊急調査の実施
- 円滑な価格転嫁の実現に向けた要請文書の送付

オ　消費税転嫁対策に関する取組

- 消費税転嫁対策特別措置法（注）に基づく指導：161 件

（注）消費税転嫁対策特別措置法は令和３年３月 31 日をもって失効したが、経過措置規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定について

は、失効後もなお効力を有することとされている。

⑶　企業結合審査の充実

・　会社の株式取得等の届出（306 件）の受理、必要な審査の実施

３　競争環境の整備

⑴　デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進

・　「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて―アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化―」と題するステートメントの公表

⑵　ガイドラインの策定等

・　「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定

・　「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定

⑶　実態調査

・　クレジットカードの取引に関する実態調査

・　クラウドサービス分野に関する実態調査

・　モバイルＯＳ等に関する実態調査

・　携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査

・　フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査

⑷　「イノベーションと競争政策に関する検討会」の開催

⑸　デジタル市場競争会議における議論への参画

⑹　規制の事前評価における競争評価の実施

⑺　地方公共団体等に対する入札談合等関与行為防止法に係る研修会の開催

⑻　事業者又は事業者団体等から寄せられる相談への対応

４　競争政策の運営基盤の強化

⑴　競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

・　シンポジウム、公開セミナーの開催

⑵　競争政策・法執行における経済分析の活用

・　「経済分析室」の設置、「経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項」の公表

⑶　経済のグローバル化への対応

・　海外競争当局との協力関係強化、多国間会議への積極参加等

⑷　競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

・　独占禁止懇話会の開催、地方有識者との懇談会の開催等

以　上